

監査委員公表第3号

地方自治法第199条第5項の規定により、令和5年度随時（備品）監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年3月29日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

大高下光信

## 第1 監査の対象

取得価格50万円以上の備品について

## 第2 監査の対象部局

企画部（魅力づくり推進課）

総務部（総務課・環境センター）

福祉保健部（長寿保険課・ひまわりプラザ）

建設部（都市整備課）

教育委員会（海田公民館・ふるさと館）

## 第3 監査の実施期日

令和5年10月17日から令和6年1月17日まで

## 第4 監査の着眼点

備品台帳の整備や備品の保管状況など適正に備品管理がなされているか。

## 第5 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係資料の検査及び照合により審査するとともに、関係職員から説明を聴取し、備品の保管状況について現地調査を実施した。

監査は海田町監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 第6 監査の結果

監査に付された備品については、おおむね適正に管理されていると認めた。